

自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋の建築可能な用途地域について

第1種低層住居専用地域

第1種低層住居専用地域内における兼用住宅については、上記の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内で、かつ住宅部分の床面積の合計が、延べ面積の1/2以上であれば建築することができる。ただし、原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。

（法別表第2（い）項第2号 / 令第130条の3第5号 / 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。以下同じ。）を営むパン屋）

第2種低層住居専用地域

第2種低層住居専用地域内においては、上記の用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内で、かつ2階以下の部分であれば建築することができる。ただし、作業場の床面積の合計は50㎡以内で、原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。

（法別表第2（ろ）項第2号 / 令第130条の5の2第4号 / 自家販売のために食品製造業を営むパン屋）

第1種中高層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域内においては、上記の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内で、かつ2階以下の部分であれば建築することができる。ただし、作業場の床面積の合計は50㎡以内で、原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。

（法別表第2（は）項第5号 / 令第130条の5の3第1号 / 令第130条の5の

2第4号 / 自家販売のために食品製造業を営むパン屋)

第2種中高層住居専用地域

第2種中高層住居専用地域内においては、上記の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内で、かつ2階以下の部分であれば建築することができる。ただし、作業場の床面積の合計は50㎡以内で、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。

(法別表第2(に)項第2号、第7号、第8号 / 令第130条の6 / 政令で定める工場は、パン屋で…)

第1種住居地域

第1種住居地域内においては、上記の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内の部分であれば建築することができる。ただし、作業場の床面積の合計は50㎡以内のものに限る。原動機の出力制限はない。

(法別表第2(ほ)項第1号 / 原動機を使用する工場)

第2種住居地域

第2種住居地域内においては、上記の用途に供する部分の床面積にかかわらず建築することができる。ただし、作業場の床面積の合計は50㎡以内のものに限る。原動機の出力制限はない。

(法別表第2(へ)項第2号 / 原動機を使用する工場)

運用開始日 令和3年12月1日

千葉市 都市局 建築部 建築情報相談課